第一項の表中「千六百四十分の千八百六十」を「千六百四十分の千八百五十」に、「千八百二十分の千八百六十」を「千八百二十分の千八百五十」に、「三千六百六十分の三千七百七十」を「三千六百六十分の三千七百六十」に、「三千九百九十分の四千百十」を「三千九百九十分の四千百」に、「四千百七十分の四千二百九十」を「四千百七十分の四千二百八十」に、「四千三百四十分の四千四百六十」を「四千三百四十分の四千四百五十」に、「四千四百九十分の四千六百十」を「四千四百九十分の四千六百」に、「四千六百五十分の四千七百六十」を「四千六百五十分の四千七百五十」に、「四千九百二十分の五千二十」を「四千九百二十分の五千一十」に、「五千百六十分の五千二百六十」を「五千百六十分の五千二百五十」に、「五千三百六十分の五千四百六十」を「五千三百六十分の五千四百四十」に、「五千五百三十分の五千六百二十」を「五千五百三十分の五千六百」に、「五千六百六十分の五千七百四十」を「五千六百六十分の五千七百十」に、「五千七百六十分の五千八百二十」を「五千七百六十分の五千八百三十」に、「七千六百九十分の七千八百三十」を「七千六百九十分の七千八百七十」に改める。

第二項第一号中「六千九百九十分の七千百六十」を「六千九百九十分の七千百二十」に改め、同項第二号中「六千二百九十分の六千四百四十」を「六千二百九十分の六千四百十」に改める。

○厚生労働省告示第二百五十一号

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第五項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を次のように定め、平成二十五年八月一日以後に行われる失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、平成二十四年厚生労働省告示第四百四十八号（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件）は、平成二十五年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に行われた失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合の失業保険金の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十五年七月二十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

千三百二十六分の千二百八十九

○厚生労働省告示第二百五十二号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第六項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を次のように定め、平成二十五年八月一日から適用し、平成二十四年厚生労働省告示第四百四十九号（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件）は、平成二十五年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前の分として支給される就業促進手当及び同日以前に職業に就いた者に支給される就業促進手当に係る失業保険金の日額の上限額の算定については、なお従前の例による。

平成二十五年七月二十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

五千八百四十分の五千八百四十

○厚生労働省告示第二百五十三号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第七項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を次のように定め、平成二十五年八月一日から適用し、平成二十四年厚生労働省告示第四百四十七号（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件）は、平成二十五年七月三十一日限り廃止する。ただし、同月以前の支給対象月における高齢雇用継続基本給付金及び同月以前の再就職後の支給対象月における高齢再就職給付金の支給限度額の算定については、なお従前の例による。

平成二十五年七月二十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

三十三万五千三百十六分の三十四万千五百四十二

○厚生労働省告示第二百五十四号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第八項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第八項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を次のように定め、平成二十五年八月一日から適用し、平成二十四年厚生労働省告示第四百五十一号（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第八項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件）は、平成二十五年七月三十一日限り廃止する。ただし、同月以前の支給対象月における高齢雇用継続基本給付金及び同月以前の再就職後の支給対象月における高齢再就職給付金に係る額の算定については、なお従前の例による。

平成二十五年七月二十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

二千五十分の二千三百十

○厚生労働省告示第二百五十五号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第十項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第十項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を次のように定め、平成二十五年八月一日から適用し、平成二十四年厚生労働省告示第四百五十二号（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第十項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件）は、平成二十五年七月三十一日限り廃止する。ただし、休業開始応当日が同月三十一日以前である支給単位期間に係る介護休業給付金に係る休業開始時給付基礎日額の下限額及び上限額の算定については、なお従前の例による。

平成二十五年七月二十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

下限額に乗じる率　二千五十分の二千三百十

上限額に乗じる率　一万三千九百八十分の一万四千二百三十

公　告

諸　事　項

破産手続廃止

平成２５年（フ）第４２３２号

東京都杉並区高円寺南２丁目35―18―301

破産者　中村　孝幸

1　決定年月日　平成25年７月12日

2　主文　本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２９６号

東京都三鷹市牟礼６丁目23―４―601

破産者　上野　典稔

1　決定年月日　平成25年７月12日

2　主文　本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部